

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月4日

【会社名】 AIB株式会社
(注) 2025年12月1日(定款変更予定日)の商号変更後の会社名:
ARCHION株式会社

【英訳名】 AIB, LTD.
(注) 2025年12月1日(定款変更予定日)の商号変更後の英訳名:
ARCHION Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 河野 昌俊
(注) 2026年4月1日(株式交換の効力発生予定日)に就任予定の代表者
の役職氏名:カール・デッペン

【本店の所在の場所】 東京都昭島市武蔵野二丁目12番8号

【電話番号】 0570-095111(日野自動車株式会社代表番号)

【事務連絡者氏名】 日野自動車株式会社
経理部長 山田 康洋

【最寄りの連絡場所】 東京都日野市日野台三丁目1番地1(日野自動車株式会社連絡場所)

【電話番号】 0570-095111(日野自動車株式会社代表番号)

【事務連絡者氏名】 日野自動車株式会社
経理部長 山田 康洋

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【提出理由】

当社は、当社を株式交換完全親会社、日野自動車株式会社（以下「日野自動車」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約を締結することを当社代表取締役にて2025年10月20日付で決定し、当社株主総会決議により2025年11月4日付で当該株式交換契約を承認いたしました。本株式交換において、日野自動車のA種種類株式に対して、当社のA種種類株式を割当交付し、当社のA種種類株式を発行する予定であるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 有価証券の種類及び銘柄

当社（2025年12月1日（定款変更予定日）の商号変更後の商号：ARCHION株式会社） A種種類株式

(2) 発行数

175,512,774株（予定）

(3) 発行価格及び資本組入額

発行価格 未定（注）

資本組入額 本株式交換により増加する当社の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の定めに従い当社が別途適当に定める額とします。

（注） 発行価格は、本臨時報告書提出日において未確定ですが、当社の完全子会社となる日野自動車の最終事業年度末日（2025年3月31日）現在の貸借対照表上の株主資本の額（簿価）に、2025年6月10日開催の日野自動車の取締役会決議に基づく第三者割当増資により増加する株主資本の額（簿価）を加えた額に、当社が、本株式交換により取得することとなる日野自動車のA種種類株式の所有割合（当社が本株式交換により取得することとなる日野自動車のA種種類株式の株式数を、日野自動車の発行済株式総数（自己株式を除き、普通株式及びA種種類株式を含みます。）で除した割合をいいます。）を乗じて得た額は24,249百万円（百万円未満を四捨五入）です。当該金額を上記(2)の発行数で除して得た額は138円（円未満を四捨五入）です。

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 未定（注）

資本組入額の総額 本株式交換により増加する当社の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の定めに従い当社が別途適当に定める額とします。

（注） 上記(3)の注記をご参照ください。

(5) 株式の内容

A種種類株式の内容は、以下のとおりです。

1．剰余金の配当

当社が剰余金の配当を行う場合、当該配当の基準日における最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を保有する株主（以下「A種種類株主」といいます。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類登録株式質権者」といいます。）に対し、A種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金にその時点における取得比率（下記3に定義する。以下同じ。）を乗じて算出された金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を、普通株式を保有する株主（以下「普通株主」といいます。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といいます。）と同順位で、金銭により支払う。

2．残余財産の分配

当社が残余財産の分配を行う場合、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産にその時点における取得比率を乗じて算出された金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を、普通株主又は普通登録株式質権者と同順位で、金銭により分配する。

3. 普通株式を対価とする取得請求権

A種種類株主は、当社に対し、いつでも、当社がA種種類株式の取得と引換えに普通株式を交付することを請求することができる。A種種類株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の数は、A種種類株式1株につき、取得請求を行った日における取得比率に相当する数とする。また、A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数の算出にあたって、1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨て、会社法第167条第3項に規定する金銭の支払いは行わないものとする。

取得比率は、1とする。ただし、以下のいずれかの事由が発生した場合、取得比率は、以下の定めに従って調整される。

(a) 株式分割又は株式併合が行われた場合

当社が普通株式の分割又は併合を行った場合、取得比率は以下の算式に従って調整される。

$$\text{調整後取得比率} = \frac{\text{調整前取得比率} \times \text{株式分割又は株式併合の効力発生直後の発行済普通株式の数}}{\text{株式分割又は株式併合の効力発生直前の発行済普通株式の数}}$$

調整後取得比率の適用開始日は、()株式分割の場合は基準日の翌日、又は()株式併合の場合は株式併合の効力発生日とする。

(b) 普通株式の発行等が行われた場合

当社が、当社の普通株式の時価を下回る払込金額をもって、普通株式を発行し、又は保有する当社の普通株式を処分(株式の無償割当てを含み、()普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。)の取得による場合、()普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は()合併、株式交換、会社分割若しくは株式交付により普通株式を交付する場合を除き、以下「普通株式の発行等」といいます。)する場合における取得比率は、以下の算式に従って調整される。

$$\text{調整後取得比率} = \frac{\text{調整前取得比率} \times \frac{\text{普通株式の時価} \times \text{普通株式の発行等の後における発行済普通株式(自己株式を除く。)の数}}{\text{普通株式の発行等の前における発行済普通株式(自己株式を除く。)の数} + \frac{\text{普通株式の発行等により新たに交付された普通株式1株当たりの払込金額} \times \text{普通株式の発行等により新たに交付された普通株式の数}}{\text{普通株式の時価}}}}{\text{普通株式の時価}}$$

「普通株式の時価」とは、()普通株式の発行等の基準日(基準日が存在しない場合、普通株式の発行又は処分に関する払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)、又は、無償割当ての場合、その効力発生日をいい、以下「調整基準日」といいます。)において、当社の普通株式が上場している場合には、調整基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値に相当する金額(1円未満の端数は、小数点第2位まで算出し、小数点第2位で四捨五入する。)をいうものとし、()調整基準日において当社の普通株式が上場していない場合、調整基準日において以下の算式により算出される当社の1株当たり簿価純資産額(連結ベース)をいうものとする。

$$\text{当社の1株当たり簿価純資産額(連結ベース)} = \frac{\text{最終の連結貸借対照表に基づく純資産額} - \left(\frac{\text{剰余金の配当又は自己株式の取得により当該連結貸借対照表の会計期間の末日経過後に、支払われた金銭の額}}{\text{発行済普通株式(自己株式を除く。)の数}} + \frac{\text{新株申込証拠金及び自己株式申込証拠金}}{\text{発行済A種種類株式(自己株式を除く。)の数}} + \frac{\text{新株予約権} + \text{少数株主持分}}{\text{取得比率}} \right)}{\text{発行済普通株式(自己株式を除く。)の数} + \text{発行済A種種類株式(自己株式を除く。)の数} \times \text{取得比率}}$$

なお、調整後取得比率の適用開始日は、調整基準日の翌日とする。

(c) 上記(a)又は(b)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式交付による株式の発行又は処分、新株予約権の発行、無償割当てその他上記(a)又は(b)に類する事由の発生により取得比率の調整が必要となった場合、その後の取得比率は合理的に調整される。

(d) 上記(a)又は(b)で使用する「調整前取得比率」とは、調整後取得比率を適用する直前において有効な取得比率をいう。

4. 議決権

A種種類株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。

5. 種類株主総会の決議方法

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為を行う場合においては、法令により要求される場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議は要しない。

6. 株式の併合及び分割、募集株式等の割当て等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式の併合又は分割を行わない。当社は、A種種類株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

7. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(6) 発行方法

本株式交換において、日野自動車のA種種類株式1株に対して、当社のA種種類株式1株を割当交付し、当社のA種種類株式175,512,774株を発行する予定です。

(7) 当社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

該当事項はありません。

(8) 新規発行年月日

2026年4月1日（本株式交換の効力発生予定日）

(9) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項はありません。

(10) 引受人の氏名又は名称に準ずる事項

該当事項はありません。

(11) 募集を行う地域に準ずる事項

日本国内

(12) 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項はありません。

(13) 当該株券を取得しようとする者の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	トヨタ自動車株式会社
本店の所在地	愛知県豊田市トヨタ町1番地
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐藤 恒治
事業内容	自動車事業、金融事業及びその他事業
資本金	635,402百万円（2025年3月31日現在）

(14) 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と当社との間の関係

該当事項はありません。

(15) 保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と当社との間の取決めの内容
該当事項はありません。

(16) 本臨時報告書提出日現在の当社の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1 円

発行済株式総数 1 株

以 上